平成２３年（フ）第２４３号
静岡県沼津市今沢545番地の３　県営今沢団地Ｋ11―302
破産者　藤本千恵子
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
福岡県柳川市三橋町高畑254番地２　柳川アイビースクエア502号
破産者　森　　城治
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
青森県八戸市石堂１丁目19番５号　石堂パークタウンＬ号
破産者　吉田　泰美
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８１４号
さいたま市南区鹿手袋４丁目19番17―310号、旧住所東京都世田谷区世田谷３丁目24番５号コーポ常木101
破産者　恩田虎之介
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
長野県松本市渚１丁目２番８号　マンションベルク３―Ｃ
破産者　中條　太郎
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿児島市樋之口町５番26号第１パースビル202号
破産者　林　　洋子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１８３号
札幌市西区山の手４条２丁目１番38―310号
破産者　菅井　敏昭
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５号
埼玉県川越市大字笠幡4955番地１　医療法人笠幡病院内、前住所埼玉県川越市大字豊田本1230番地１
破産者　池ノ谷好子
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３３号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目16番５―302号
破産者　滝澤　慶昭
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３６３号
相模原市中央区淵野辺本町１丁目30番８号
破産者　中村　和昭
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７４１号
京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字勝谷69番地
破産者　木元　正文
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
京都市伏見区西柳町546―８、開始決定時の住所京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町26番地４　尾崎荘２階
破産者　牧野　　武
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７７号
京都市山科区勧修寺西金ケ崎200番地ルミエール勧修202
破産者　大江　和彦
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
神戸市北区南五葉２丁目４番20―402号、従前の住所神戸市北区中里町２丁目21番地の４
破産者　今中　英雄
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１６号
奈良市五条町３番９号
破産者　江藤　忠雄
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９８号
広島県三原市大和町萩原489番地２、開始決定時の住所広島県東広島市八本松町飯田64番地21
破産者　松浦　紀幸
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６号
福岡県小郡市小板井398番地１
破産者　澁江　正義
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部